

長浜バイオ大学保護者会会則

制定 2012 年 11 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、長浜バイオ大学保護者会と称する。

2 本会は、必要に応じ地方に支部を置くことができる。

第 2 条 本会の事務所を長浜バイオ大学内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、長浜バイオ大学の発展に資し、あわせて会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 大学との共催による保護者懇談会
- (2) 大学が実施する事業計画の支援
- (3) 学生支援
- (4) その他

第 3 章 組織及び役員

第 5 条 本会は、長浜バイオ大学学生（大学院生含む）の保護者をもって組織する。

第 6 条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 査 1 名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 支部長 各支部に 1 名

2 前項第 1 号から第 4 号の者をもって役員とする。

第 7 条 役員を選任は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長、幹事及び監査は、総会において選任する。
- (2) 顧問は会長が委嘱する。
- (3) 支部長は会長が委嘱する。

第8条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総理し代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 幹事は、会長の提出する議案を審議する。
- (4) 監査は、本会の財務並びに事業の執行状況等について監査し、必要に応じて会長に意見を述べる。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- (6) 支部長は、会長の命を受けて地方会員の連絡にあたり本部の事業に協力する。

第9条 役員等の任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。

第4章 会議

第10条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会とする。

- (1) 定期総会は、毎年1回(5月又は6月)開催し、会計・会務の報告、予決算の承認、幹事及び監査の選出、その他必要な事項を付議決定する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は会員3分の1以上の要求ある場合、随時開催する。
- (3) 役員会は、第6条第1号から第4号の者をもって組織し、会長が必要と認めた場合会長が招集する。

第11条 議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、会則の変更は、総会出席者の3分の2以上の同意を要する。

第5章 会計

第12条 本会の収入は、会費、寄付及び資産から生じる果実をもってあてる。

- 2 本会の出納事務は、長浜バイオ大学財務課に委託する。

第13条 本会の会費は、年額5,000円とする。

- 2 同一会員において、同年度内に本学学生が複数名在籍する場合、最上級生1名分を除く会費の重複分については、年度内に当該会員からの申請に基づき、返還するものとする。

第14条 会費の納入時期等は次のとおりとする。

- 会費は入学時一括納入とする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会の資金の管理及び処分に関する必要事項は、総会の決議に基づき会長が定める。

第 6 章 事務局

第 17 条 本会の事務局は、長浜バイオ大学総務課とし、本会の業務を処理する。

付則

- 1 この会則は、2012 年 11 月 1 日より施行する。
- 2 会費の納入は、2014 年 4 月 1 日以降に、長浜バイオ大学に在籍する会員とする。なお、2014 年 4 月 1 日以前の在籍者については、別途定める。
- 3 長浜バイオ大学保護者会の設立時の役員を選任は、第 7 条の規定に関わらず学長が指名する。